

マイナンバー制度への対応状況をチェックしてみましょう

制度対応 簡易チェックリスト

※個人番号=マイナンバー

- マイナンバー制度導入に向けて必要なこと
- ①マイナンバー制度に関係する事務を洗い出していますか？  
個人番号を記載する必要のある書類を特定し、どの部署の誰が関わるのかを確認しましょう。
- ②個人番号を集める対象者は把握できていますか？  
役員・従業員（アルバイト含む）のほか、報酬支払先、株主などの個人番号の受け取りと本人確認が必要です。
- ③個人番号を取り扱う担当者は決まっていますか？  
取扱責任者、取扱担当者を明確にし、担当者以外の従業員が個人番号の入ったデータにアクセスできないようにする必要があります。
- ④個人番号を集める際の本人確認方法は決めましたか？  
番号法第16条により、本人から個人番号の提供を受ける場合には、本人確認が義務付けられています。
- ⑤特定個人情報の保管方法を決めていますか？  
特定個人情報などを取り扱うパソコン、電子媒体または書類などは、施錠できるキャビネットや書庫などに保管してください。
- ⑥社内規定の整備・見直しはできていますか？  
社内や委託先から特定個人情報が漏えいしないよう、安全管理措置を規定し、従業員の方にも研修と注意喚起を行いましょう。
- ⑦委託契約書の見直しは終わっていますか？  
秘密保持義務、事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止など、委託契約書の内容を見直す必要があります。

事業者の皆さんへ

民間事業者でも、従業員やその扶養家族のマイナンバーを取得し、給与所得の源泉徴収票や社会保険の被保険者資格取得届などに記載して、行政機関などに提出する必要があります。また、証券会社や保険会社が作成する支払調書、原稿料の支払調書などにもマイナンバーを記載する必要があります。

民間事業者もマイナンバー（個人番号）を取り扱うのですか？

小規模な事業者でもマイナンバーを取り扱い、特定個人情報の保護措置を講じなければならぬのですか？

必要となる手続き

※番号法の義務は事業の規模に関わらず、すべての事業者に適用されます。

マイナンバー制度導入の流れ

提出・廃棄(平成28年1月～)

必要がなくなった個人番号は破棄します

法定保存期間を過ぎた情報は、復元できない状態にして確実に破棄しましょう。

番号収集・保管

個人番号を記載した書類を提出します

従業員や取引先に対して、個人番号の提出を依頼します。なお、個人番号の提示を受ける際は、利用目的を明示しなければなりませんし、対象者の個人番号と身元を確認できる書類も必要です。収集した情報は、安全に保管しましょう。

準備期間

社内規定を定め、研修などを行います

個人番号の取り扱いルールや安全管理措置を含めた社内規定を定め、社内全体で共有するために研修などを行います。

対象者と収集・確認方法を決めます

把握した事務をもとに、個人番号を収集する対象者と、その方法、個人番号と本人確認をどう行うかを決めましょう。

マイナンバーに関係する事務を確認

個人番号を記載する書類を確認し、その書類をどの部署の誰が取り扱っているかを把握しましょう。

必要となる手続き

- ホームページ：内閣官房 社会保障・税番号制度ホームページ <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>
- マイナンバー制度コールセンター 受付時間：平日 午前9時30分～午後10時 土・日曜日、祝日 午前9時30分～午後5時30分(年末年始を除く) 【日本語窓口】 ☎ 0570-20-0178(ナビダイヤル)
- 問合せ先
  - ・通知カード、個人番号カード、コンビニ交付に関すること 戸籍住民課 住民記録担当 ☎ 055(262)4111
  - ・そのほかマイナンバーに関すること 情報政策課 情報化推進担当 ☎ 055(262)4111

教えて!マイナンバー No.3

マイナンバー(社会保障・税番号)制度が始まります



マイナンバーキャラクター  
マイナちゃん



通知カードは、世帯ごとに簡易書留でお届けします

笛吹市では、11月中旬以降(予定)



封入されているものは以下の4点です

- ①宛名台紙
- ②通知カードと個人番号カード交付申請書  
世帯全員分がまとめて入っています
- ③説明用パンフレット(8ページ3つ折り)
- ④個人番号カード交付申請書の返信封筒

【通知カードについて】

通知カードには有効期限はありません。平成28年1月以降、市役所でのさまざまな手続きで提示が必要になります。

マイナンバーに関する不審な電話にご注意ください。マイナンバー制度では、電話などで、個人番号や口座、資産などの情報を聞いたり、金銭を要求したりすることは絶対にありません。

【通知カード】…大切に保管

【表面】 個人番号カード交付申請書 【裏面】